

平成 23 年 3 月 31 日

各軽費老人ホーム施設長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長

(公印省略)

軽費老人ホームにおける利用料徴収について

このことについて、当課による調査により、一部の施設で高額な利用料が徴収されていることが確認されました。しかしながら、軽費老人ホームは低所得の高齢者を対象とする施設であり、必要以上の利用料徴収は望ましくありません。このため、下記のとおり利用料徴収の当面の原則を示しますので、これに従って適正な施設運営を行って下さい。

記

1. サービスの提供に要する費用

- ・平成 22 年 2 月 22 日高第 730 号で示された上限額を遵守すること。
- ・入所者が施設に入所していた期間(または入所が予定されていた期間)に応じて徴収し、月未満の端数については、日割りで清算すること。

2. 生活費

- ・平成 22 年 2 月 22 日高第 730 号で示された上限額を遵守すること。
- ・入所者が施設でとった食事(または入所が予定されていた期間)に応じて徴収し、入所者が施設で食事をとらなかった場合は、日割り等で清算すること。

3. 居住に要する費用

- ・開所時等に県が示した上限額を遵守すること。
- ・入所者が居室を使用していた期間に応じて徴収し、月未満の端数については、日割りで清算

すること。

- ・ 開設後 20 年を経過した後は徴収しないことが望ましい。

4. 居室に係る光熱水費

- ・ 個別メーターにより計測した実費のみを徴収すること。個別メーターを設置できないなどの場合は、全体の光熱水費を人数案分するなど、合理的に算定した必要額のみを徴収すること。
- ・ 電話料金等の通信費についても、同様に扱うこと。

5. 特別サービス費、日常生活費等

- ・ 利用料の内訳と積算を明確にし、実費のみを徴収すること。
- ・ クラブ活動費、外出の送迎、家事の代行など、付加的なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用については、徴収することができる。
- ・ 日用品の代金、洗濯機の使用料など、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの等については、徴収することができる。
- ・ 夏期の冷房費については、冬期加算の額を上限として徴収することができる。
- ・ 施設の維持・修繕に要する費用については、厳密に積算された必要最低限の額に限り徴収することができる。なお、その額には施設の改善のための費用を含まないこと。
- ・ 各入所者の平常の徴収額が 1 月当たり概ね 3 万円を超えないようにすること。
- ・ 全入所者から一律に徴収するのではなく各入所者のサービスの利用実績に応じた額を徴収すること、付加的なサービスの提供についてのみ徴収すること、各入所者の平常の徴収額が 1 月当たり概ね 1 万円を超えないようにすることが望ましい。

6. 敷金、保証金等

- ・ 退所時には、入所契約書等に明記された費用を除き全額を返還すること。
- ・ 保証金は、利用料の滞納分及び原状回復費用を除き全額を返還することが望ましい。なお、原状回復費用とは、入所者の故意・過失、善良なる管理者の注意義務への違反、その他通常の使用を超えるような使用による居室の損耗・毀損の復旧に要する費用であり、経年変化や通常損耗の復旧に要する費用を含まない。

7. その他

- いずれの費目についても、徴収額、徴収方法等を記した文書を交付して十分な説明を行い、入所者の同意を得たうえで徴収すること。
- 特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた施設にあつては、介護サービスの提供に必要な利用料を別途徴収することができる。